

落札後の提出書類について

工事担当課：生産振興課
工事担当者：伊東 大舗

工 事 名：木田挾間農道修繕工事

- 1.工 期
自：
至： 令和8年12月18日
- 2.契約種別 I 型（単年度契約）
- 3.提出書類（提出期限を厳守すること。）

契約監理課提出分

※間に合わない場合は、提出期限日以内に契約監理課まで必ず連絡すること。

書類名	部数	内容
契約書類一式 ・契約書（請負代金額は税込を記載） ・約款 ・仲裁合意書 ・リサイクル法に基づく書面 なし	2 or 電子	押印（割印・捺印を含む）のうえ、すべての書類を袋とじして提出すること。 ※印紙は契約書 1 部のみに貼付すること。 ※仲裁合意書への押印を忘れないこと。 電子契約の場合は、利用申出書を速やかに提出すること。
現場代理人等通知書	2	発注者用と受注者用を提出すること。
資格者証等の写し	1	技術者としての資格を確認できる書類の写しを提出すること。 ※実務経験にて技術者となる場合は、実務経験証明書を提出すること。
住民税特別徴収税額通知書の写し等	1	技術者の雇用関係を確認できる書類を提出すること。 ※法人等代表者の場合は不要 ※健康保険資格確認書（健康保険証）の写しは不可
下請計画書	2	発注者用と受注者用を提出すること。 ※請負代金額が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の場合に提出すること。
契約保証金	1	下記①～⑤いずれかの保証を付すこと。（請負代金額の 1/10 以上） ①現金納付（事前連絡し、窓口で納付書を受け取ること） ②契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供 ③銀行等または保証事業会社の保証 ※証券原本の提出 ④公共工事履行保証証券による保証 ※証券原本・約款の提出 ⑤履行保証保険契約の締結 ※証券原本・約款の提出
請負業者賠償責任保険の保険証券の写し	1	大分市が加入を義務付けている下記要件をすべて満たすこと。 【要件】 ・被保険者 「請負者」「全下請負人」を含む ・免責金額 10 万円以下 ・支払限度額 対人賠償 1 名につき 1 億円以上 対人賠償 1 事故につき 2 億円以上 対物賠償 1 事故につき 3 千万円以上 ※対人対物を合算して 1 事故の支払限度額を設定している保険の場合は、支払限度額を 2 億 3 千万円以上とすること。 ※保険期間の末日は本工事の工期末日に 14 日加算したものであること。 ※保険証券で上記要件すべてを確認できない場合は、要件を満たしていることが確認できる「付保（加入）証明書」を提出すること。 ※工期末日+14 日より前に保険契約が失効する場合は「誓約書」を提出すること。
建設業退職金共済事業掛金収納書および証紙購入申告書	各 1	加入率が把握できない場合は、以下基本率にて購入すること。 【基本率】 4.1/1000

発注課提出分

※不明点等がある場合は、発注課に連絡すること。

書類名	部数	内容
請負代金内訳書	1	契約締結後 14 日以内に提出すること。 ・積算内訳書を請負代金内訳書の代わりに提出する場合は、請負代金内訳書の表欄に「別紙のとおり」と記載して、2 枚目に積算内訳書を付けて提出すること。
工程表	1	契約締結後 14 日以内に提出すること。

各種様式は必ず大分市 HP よりダウンロードすること。

【お問い合わせ先】 大分市役所 契約監理課 工事入札担当班 電話番号：537-5714（直通）